

議案第四号

杉並区介護保険給付費準備基金条例等の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成十八年二月二十日

提出者 杉並区長 山 田 宏

杉並区介護保険給付費準備基金条例等の一部を改正する条例

第一条 杉並区介護保険給付費準備基金条例（平成十二年杉並区条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「事業運営期間」を「計画期間」に改める。

第六条中「保険給付」の下に「及び地域支援事業」を加える。

第二条 杉並区介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金条例（平成十二年杉並区条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「高額居宅支援サービス費」を「高額介護予防サービス費」に改める。

第三条第三号中「（第五十三条第四項において準用される場合を含む。）」を「、第四十二条の二第七項」に、「（第五十八条第四項において準用される場合を含む。）及び第四十八条第六項」を「、第四十八条第五項、第五十一条の二第五項、第五十三条第五項、第五十四条の二第七項、第五十八条第五項及び第六十一条の二第五項」に改める。
第三条 杉並区事務手数料条例（平成十二年杉並区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七の項から十の項までの規定中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改める。

第四条 杉並区高齢者住宅条例（平成九年杉並区条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項第七号中「又は既存使用者若しくは」を「、既存使用者又は」に、「により、」を「その他既存使用者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて」に改める。

第五条 杉並区営住宅条例（平成九年杉並区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項第七号中「又は既存使用者若しくは」を「、既存使用者又は」に、「により、」を「その他既存使用者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び第二条の規定は平成十八年四月一日から、第三条の規定は規則で定める日から施行する。

（提案理由）

介護保険法等の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区介護保険給付費準備基金条例等の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第一条による改正（杉並区介護保険給付費準備基金条例の一部改正）

新 条 例
旧 条 例

（設置）

第一条 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四百四十七条第二項第一号に規定する計画期間における財政の均衡を保つため、杉並区介護保険給付費準備基金（以下「基金」という。）を設置する。

（処分）

第六条 基金は、介護保険に係る保険給付及び地域支援事業に要する費用に不足が生じた場合において、当該不足の財源に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

（設置）

第一条 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四百四十七条第二項第一号に規定する事業運営期間における財政の均衡を保つため、杉並区介護保険給付費準備基金（以下「基金」という。）を設置する。

（処分）

第六条 基金は、介護保険に係る保険給付に要する費用に不足が生じた場合において、当該不足の財源に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

第二条による改正（杉並区介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金条例の一部改正）

新 条 例

(設置)

第一条 杉並区の介護保険の被保険者が介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十一条に規定する高額介護サービス費又は第六十一条に規定する高額介護予防サービス費その他の保険給付（以下「高額介護サービス費等」という。）の支給対象となる介護サービスを受けた場合において、当該介護サービスを受けるために必要な資金（以下「資金」という。）を貸し付けることにより、被保険者の生活の安定を図るため、杉並区介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

(借受けの資格)

第三条 資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければ

旧 条 例

(設置)

第一条 杉並区の介護保険の被保険者が介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十一条に規定する高額介護サービス費又は第六十一条に規定する高額居宅支援サービス費その他の保険給付（以下「高額介護サービス費等」という。）の支給対象となる介護サービスを受けた場合において、当該介護サービスを受けるために必要な資金（以下「資金」という。）を貸し付けることにより、被保険者の生活の安定を図るため、杉並区介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

(借受けの資格)

第三条 資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければ

<p>新 条 例</p>	<p>第四条による改正（杉並区高齢者住宅条例の一部改正）</p>	<p>ならない。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>三 自己が受けた介護サービスに要した費用について、法第四十条各号又は第五十条各号に定める保険給付（第四十一条第七項、第四十二条の二第七項、<u>第四十六條第五項、第四十八條第五項、第五十一條の二第五項、第五十三條第五項、第五十四條の二第七項、第五十八條第五項及び第六十一條の二第五項の規定により支給があつたものとみなされる場合その他規則で定める場合を除く。</u>）を受ける見込みがあること。</p> <p>四 略</p>
<p>旧 条 例</p>	<p>第四条による改正（杉並区高齢者住宅条例の一部改正）</p>	<p>ならない。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>三 自己が受けた介護サービスに要した費用について、法第四十条各号又は第五十条各号に定める保険給付（第四十一条第七項（第五十三條第四項において準用される場合を含む。）、<u>第四十六條第五項（第五十八條第四項において準用される場合を含む。）</u>及び第四十八條第六項の規定により支給があつたものとみなされる場合その他規則で定める場合を除く。）を受ける見込みがあること。</p> <p>四 略</p>

(使用者の公募等)

第五条 略

2 及び 3 略

4 区長は、次の各号のいずれかに掲げる事由に係る者に対しては、第一項の規定にかかわらず、公募を行わないで区営高齢者住宅の使用を許可することができる。

一～六 略

七 現に区営高齢者住宅等を使用している者(以下この号において「既存使用者」という。)の同居者の人数に増減があったこと、既存使用者又は同居者が加齢、病気等によつて日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつたことその他既存使用者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて区長が使用者を募集しようとしている区営高齢者住宅に当該既存使用者が入居することが適切であること。

(使用者の公募等)

第五条 略

2 及び 3 略

4 区長は、次の各号のいずれかに掲げる事由に係る者に対しては、第一項の規定にかかわらず、公募を行わないで区営高齢者住宅の使用を許可することができる。

一～六 略

七 現に区営高齢者住宅等を使用している者(以下この号において「既存使用者」という。)の同居者の人数に増減があったこと又は既存使用者若しくは同居者が加齢、病気等によつて日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつたことにより、
区長が使用者を募集しようとしている区営高齢者住宅に当該既存使用者が入居することが適切であること。

八略

第五条による改正（杉並区営住宅条例の一部改正）

新 条 例

（使用者の公募等）

第五条 略

2 及び 3 略

4 区長は、次の各号のいずれかに掲げる事由に係る者に対しては、第一項の規定にかかわらず、公募を行わないで区営住宅の使用を許可することができる。

一～六 略

七 現に区営住宅等を使用している者（以下この号において「既存使用者」という。）の同居者の人数に増減があつたこと、既存使用者又は同居者が加齢、病気等によつて日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつたことその

八略

（使用者の公募等）

旧 条 例

（使用者の公募等）

第五条 略

2 及び 3 略

4 区長は、次の各号のいずれかに掲げる事由に係る者に対しては、第一項の規定にかかわらず、公募を行わないで区営住宅の使用を許可することができる。

一～六 略

七 現に区営住宅等を使用している者（以下この号において「既存使用者」という。）の同居者の人数に増減があつたこと又は既存使用者若しくは同居者が加齢、病気等によつて日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつたことによ

5
略

八
略

他既存使用者又は同居者の世帯構成及び
心身の状況からみて区長が使用者を募集
しようとしている区営住宅に当該既存使
用者が入居することが適切であること。

5
略

八
略

り、
区長が使用者を募集
しようとしている区営住宅に当該既存使
用者が入居することが適切であること。